

# 「成田市障がい者相談センター業務委託（令和５年度から令和７年度）」 に係る公募型プロポーザル実施要項

## （目的）

第１条 この要項は、「成田市障がい者相談センター業務委託（令和５年度から令和７年度）」（以下「業務」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル方式」という。）により、業務の受託者を選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

## （選定審査会）

第２条 プロポーザル方式による受託者の選定を厳正かつ公平に行うため、選定審査会（以下「審査会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 受託者を選定するための選定方針の決定
  - (2) 企画提案書等の評価・審査及び優先交渉権者の決定
  - (3) その他必要な事項
- ２ 審査会は、福祉部長、健康こども部長、社会福祉課長、高齢者福祉課長、障がい者福祉課長の合計５名をもって構成する。
- ３ 審査会に委員長、副委員長を置き、委員長は福祉部長、副委員長は健康こども部長をもってこれに充てる。
- ４ 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- ５ 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- ６ 審査会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。
- ７ 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- ８ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- ９ その他審査会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

## （公募の方法）

- 第３条 企画提案書提出者（以下「提出者」という。）の公募は、別に定める「成田市障がい者相談センター業務委託（令和５年度から令和７年度）」公募型プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）に則り、行う。
- ２ 提出者は、募集要項に規定する参加資格要件を満たす者とする。

## （評価）

- 第４条 審査会は、提出者の参加資格の審査並びに企画提案書の評価を行う。
- ２ 評価は提出された企画提案書を基に行う面接審査とし、審査会が別紙「成田市障がい者相談センター業務委託公募型プロポーザル採点表」に基づき評価を行う。

## （優先交渉権及び交渉順位の確定）

- 第５条 審査会は、評価順位が第一位の者を優先交渉権者と確定し、順次、以下の交渉順位を確定する。
- ２ 審査会は、優先交渉権者に順位が確定した旨を通知し、優先交渉権者は、その通知日から５日以内に承諾届又は辞退届のいずれかを審査会に提出しなければならない。辞退があった場合は、次の順位者にその旨を通知する。

## （失格条項等）

第6条 提出者が、次の各号の一に該当する場合、プロポーザルは無効とする。

- (1) 企画提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの。
- (2) 参加資格を満たさない者から提出されたもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) この要項及び募集要領に定められた以外の手法により、選定審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。
- (8) その他、行為が法令違反であり、かつ、審査結果に影響を与えられる恐れのあるとき。

(受託者の決定及び選定結果の通知)

第7条 審査会は、第5条の規定による承諾届を提出した優先交渉権者を市長に報告しなければならない。

2 市長は受託者を決定し、各提出者の結果のみを文書により当該提出者に通知する。

(企画提案書の取り扱い)

第8条 提出された企画提案書の取り扱いは、次の各号による。

- ① 提出された企画提案書は、返却しない。
- ② 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された企画提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- ④ 提出された企画提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑤ 前号により提出された企画提案書を公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

(事務局等)

第9条 このプロポーザル方式に関する事務局及び審査会の庶務は、福祉部障がい者福祉課において担当する。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年1月16日から施行し、業務委託契約の日をもってその効力を失う。